

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備します。

〈対策〉

育児休業に関する規定に従い、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について、事前通知し、職場復帰に備える。

〈実施時期〉令和3年4月より

目標2：ミスマッチ解消に向けたインターンシップの導入及びトライアル雇用の活用。

〈対策〉

インターンシップの就業体験やトライアル雇用の雇入れ等の積極的な受入れを行う。

〈実施時期〉令和3年4月より